

## 様式第2（第4条関係）

~~製造所~~  
危険物~~貯蔵所~~設置許可申請書  
取扱所

令和〇〇年〇月〇日			
江津邑智消防組合 管理者江津市長 〇〇〇〇 殿			
申請者 島根県〇〇市・郡〇〇町〇〇〇〇番地〇 住所 (電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇) 氏名 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇			
設置者	住所	島根県〇〇市・郡〇〇町〇〇〇〇番地〇 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
	氏名	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇	
設置場所		島根県〇〇市・郡〇〇町〇〇〇〇番地〇	
設置場所の地域別		防火地域別 指定なし	用途地域別 工業地域
製造所等の別		取扱所	貯蔵所又は 取扱所の別 一般取扱所
危険物の類、品名（指定数量）、最大数量		第4類 第1石油類アセトン（400L） 2,000L 第2石油類キシレン（1,000L） 4,000L	指定数量の倍数 9.0倍
位置、構造及び設備の基準に係る区分		令第 19 条 (規則第	第 1 項 条 第 項)
位置、構造及び設備の概要		鉄筋コンクリート造3階建てスレート葺き工場内に反応釜等を設ける	
危険物の貯蔵又は取扱方法の概要		粉末の原料（非危険物）等をアセトン、キシレンを用いて反応ろ過等を行い、医薬品の中間体（非危険物）を製造する	
着工予定期日		許可後即日	完成予定期日 着工後〇日
その他必要な事項			
※受付欄		※経過欄	※手数料欄
		許可年月日 許可番号	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 この設置許可申請書は、移送取扱所以外の製造所等に用いるものであること。  
3 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。  
4 品名（指定数量）の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に（ ）内に該当する指定数量を記載すること。  
5 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄には、適用を受けようとする危険物の規制に関する政令の条文を記入すること。危険物の規制に関する規則の適用条文の記載がさらに必要な場合は（ ）内に記載すること。  
6 ※印の欄は、記入しないこと。

# 記載要領

## [危険物製造所等設置許可申請書記載要領]

1. 申請に係る施設区分以外を二重線で抹消する。
2. 申請日（申請書提出日）を記入する。
3. 「申請者」欄は、原則として危険物施設を設置しようとする者の住所、氏名を記入する。  
申請者が法人の場合は、名称、代表者氏名及び事務所の所在地を記入する。申請手続きを代理人が行う場合は、委任状を添付する。
4. 「設置者」欄は、当該危険物施設を設置しようとする者の住所、氏名を記入する。法人の場合は、名称、代表者氏名及び事務所の所在地を記入する。
5. 「設置場所」欄は、危険物施設を設置する所在地を記入する。
6. 「設置場所の地域別」欄は、都市計画図等により確認し、記入する。
7. 「製造所等の別」欄は、製造所、貯蔵所又は取扱所の別を記入する。
8. 「貯蔵所又は取扱所の区分」欄は、危政令第2条及び第3条に掲げる施設区分（同令第3条第2号イ及びロを含む。）を記入する。製造所の場合は斜線により抹消する。
9. 「危険物の類、品名、最大数量」欄は、次により記入する。
  - a 法別表に掲げる類、品名を記入する。
  - b 最大数量は、貯蔵し、取り扱う危険物の最大数量を記入する。
  - c 製造所（一般取扱所）にあつては、原料危険物、中間危険物及び製品危険物のすべてを記入するとともに、危険物の類、品名、最大数量を算出した経過を示す説明書を添付する。
  - d 移動タンク貯蔵所で混載として申請する場合は、次の例により別紙に記入する。

(例)

類別	品名	最大数量 (kg)	指定数量の倍数
第4類	第1石油類 (ガソリン)	8,000	40
〃	第2石油類 (灯油又は軽油)	8,000	8
〃	第1石油類 (ガソリン)	6,000	32
	第2石油類 (灯油又は軽油)	2,000	
〃	第1石油類 (ガソリン)	4,000	24
	第2石油類 (灯油又は軽油)	4,000	

10. 「位置、構造及び設備の基準に係る区分」欄は、当該製造所等に適用される位置、構造及び設備の基準に従い条項を記入する。  
(例) a 階層設置のボイラーの一般取扱所の場合  
    令第19条第2項(規則第28条の57第2項)  
    b 一面開放で上階のある屋内給油取扱所の場合  
    令第17条第2項(規則第25条の9及び規則第25条の10)  
    c 平家建で高層以外の特定屋内貯蔵所で、高引火点危険物のみを貯蔵する場合  
    令第10条第1項、第4項、第5項(規則第16条の2の6第2項)
11. 「位置、構造、設備の概要」欄は、危険物施設の形態を簡記する。
12. 「危険物の貯蔵又は取扱方法の概要」欄は、概要を簡記する他、次の事項を記入する。
  - a 販売取扱所で配合を行う場合はその旨
  - b 給油取扱所又は詰替えの一般取扱所で容量4,000リットル以下の移動タンク貯蔵所等に注油を行う場合はその旨
13. 「着工予定期日」、「完成予定期日」欄は、「許可後即日」及び「着工後何日」等と記入する。
14. 「その他必要な事項」欄は、次の事項を記入する。
  - a 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、その旨(「危険物の品名」欄に例えば「ガソリン」と記入されているなど明らかな場合は除く。)
  - b 屋外タンク貯蔵所又は地下タンク貯蔵所にあつては、危険物の受入種別(例えば「タンカーからの受け入れ」、「製造施設から受け入れ」等と記入する。)及び供給先施設における危険物の1日の取扱数量。
  - c 移動タンク貯蔵所にあつては、車種及び常置場所に空車で置く旨。
  - d 給油取扱所にあつては、元売会社名、注入口の型式等。